公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター 研究者の行動指針

2016年1月5日制定 2017年1月16日一部改正 2019年8月1日一部改正

公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センターは、1986年、偉大な科学者ルイ・パストゥールの名を冠する研究機関として設立以来、パストゥールが理想として掲げた 人類の健康と幸福に寄与すべく研究活動に邁進している。

公益財団法人として認可された当研究所に所属する研究員は、その理念に基づき、社会から寄せられた信頼や期待に応えるべく(公益性)、また科学の健全な発展(研究活動)のために重大な責務を持つ。

そこで、当研究所の研究者としての行動指針を下記により掲げる。

記

1. 責任と行動

研究者は、自ら生み出す知的資産の質を担保するとともに、その結果が人類の健康と福祉、社会の安定と安寧、地球環境の保全に及ぼす影響についての責任を有する。 研究者が生み出した成果は、豊かな人類社会の実現に寄与し、次世代へ引き継がれるものである。その意味で、大きな責任と洞察力をもって行動することが求められる。

2. 説明と公開

研究者は、自ら携わる研究の学術的・社会的意義について説明する義務を負う。さらに、公表した成果についての研究データ、調査データを記録、10年間、適切に保存・管理し、必要ならば公開する義務を負う。捏造、改ざん、盗用などの不正行為は行わない。

3. 法令や実験倫理の遵守及び研究倫理教育の受講

研究者は、研究の立案や実施にあたって、法令や関係規則を遵守し、研究費の適正な使用等、社会的、人間的責任を果たす。また研究等で知り得た個人情報の守秘義務や動物実験等の実験倫理を遵守する。

また、年 1 回当財団が開催する研究倫理教育や日本学術振興会研究事業部研究倫理 推進室の e-learning「研究倫理 e ラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])」を受講しなければならない。

4. 軍事への寄与に対する研究の禁止

研究者は、その社会的使命から、教育研究上有意義であって、人類の福祉と文化向 上への貢献を目的とするものであり、軍事への寄与を目的とする研究は行わない。

5. 利益相反

研究者は、自らの研究成果と経済的利益との関わりにおいて、十分に留意し、社会の信頼を失墜させてはならない。

以上